

# 國學院大學學術情報リポジトリ

事業成果論文 建築儀礼に於ける御幣：  
近世の儀礼次第を用いて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉永, 博彰 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001727">https://doi.org/10.57529/00001727</a>

## 建築儀礼に於ける御幣 — 近世の儀礼次第を用いて —

吉 永 博 彰

### はじめに

本稿は、祭祀に用いる用具（主として「祭具」と表し、また「神祭具」とも記す）としての「御幣」に着目して、神事、特に近世の建築に関する儀礼次第にみた用い方・役割について神道史の立場より論ずることを目的とする。

ここで対象とした「御幣」とは、捧げ物・奉献品を表して「ぬさ」や「みてぐら」とも呼ばれる「幣」に、尊称の「御」が付いたものである。御幣の概要や神社有職故実に於ける理解、古典にみた用例については後述するが、祭祀に際し神前に供える様々な捧げ物・奉献品の中でも、「幣串」と称する木製や竹製の串に、紙製や金属製の「幣」と紙垂（折り下げたもの）・布帛・木綿（現在は多く麻苧を指す）等挿込んだものを取り分け御幣と称し、台に立てて神前に据えたものを各社で見受ける。本稿では特にこうした「御幣」を対象として、検討するものとした。



【図1】三嶋神社所蔵（嘉永2年9月）絵馬「拝み図」  
祈願する男性の頭上（奥側）に、3匹のムカデが描かれている。



【図2】同社所蔵（慶応元年12月）絵馬「拝み図」  
中央上部に、社殿奥より湧き出る雲に乗った御幣がみえる。

前述のように、御幣は神祇の祭祀にあつては捧げ物・供献品とされるが、近世後期には異なる用例も確認できる。それは、神霊の表象としての姿である。ここでの「表象」とは、目には見えない存在の「象」<sup>かたち</sup>を表すとの意を指す。

【図1】【図2】はともに、神社へ参拝する様子を描いた「拝み図」と呼ばれる構図の絵馬である。【図1】は嘉永二年（一八四九）九月に、【図2】は慶応元年（一八六五）十二月に、それぞれ三嶋神社（群馬県邑楽郡明和町梅原鎮座）に奉納されたものであり、製作年代も同時期と考えられる。描いたのは北尾重光（溪齋）と称する絵師である。両図の制作年代には一五年ほどの開きがあるが、ともに神恩による願意の成就を感謝して、参拝する様子を描いたものという点では共通している。ところが、両図の構図を比較すると、大きな違いのあることが見て取れる。それは、神威・靈験の描き方である。

【図1】では、祈願に応える形での神威の表れとして、社殿の奥より地面を這うように流れ生じてくる霧とともに、三匹のムカデが姿を表す。ムカデは祭神・赤城明神の神使とされる。対して【図2】では、社殿の奥より浮き湧く雲に乗った「御幣」が描かれている。「霧に紛れた神使」と「雲に乗った御幣」、どちらも神威を意識して描かれた図像と考えられよう。即ち、両図より見て取れる御幣とは、神祭に於ける神前への捧げ物・供献品に留まらず、神使と同様の神威・靈験を象徴する存在に位置付けられており、まさに神霊の表象というべき神祭具であったのである。

現在、三嶋神社には大小全三二点の絵馬が所蔵されるが、その内【図2】を含めた五点に「雲に乗る御幣」が描かれている。その製作年代は、近世末期から明治十年代頃にまで及び、三点は前記の北尾重光の筆で、残り二点は在地と思われる別々の絵師によって描かれた。御幣が拝み図を含めた同社所蔵のすべての絵馬に描かれているわけではなく、その形状もまちまちであるため、当時の一般的な共通認識であったとまでは考えられないが、願意に応える神威の表象として御幣を認識するということが、少なからずあったことが窺い知れよう。こうした構図にみる御幣の位置付けに関しては、他社の事例も併せて、絵師や願主がどのような見識を持って制作したのか、制作年代はどの時期が多いのかといった点を含め、改めて検討する必要があると思われる。

ところで、「御幣」に関する考察に先立ち、モノからみた祭祀・祭礼の変遷に関する研究の一環として、同じく捧げ物・供献品としての由来も有りつつ、近世中期以降には神祭に於ける神霊の表象に位置付けられ、祭具としても用いられるようになった「神籬」の変遷について考察を試みた<sup>2)</sup>。

現代の祭具としての神籬は、神社や神祠、神棚など神霊を常祀する施設以外で行われる臨時の祭祀に用いられる祭具の一つであって、神霊憑依の舗設とも表わされる<sup>3)</sup>。地域性や神社ごとの慣習に従い差違がみられるが、前記のように臨時の斎場にて祭祀を行う際や、本稿で対象とする地鎮祭や立柱祭、上棟祭ほか建築に関わる神事に於いて斎場に据えられ、降神・昇神の儀にあつては神霊の表象として用いられることが多い<sup>4)</sup>。そうした神籬について、古典解釈、特に『日本書紀』に記載される「天津神籬」や「磯堅城神籬」、「熊神籬」の注釈の変遷に関する検討に基づき、時代ごとの神籬理解や実態を神道史の観点より論じた。

その結果、古典にみた「神籬」は奉斎・神祭の為の場<sup>5)</sup> 神社の起源の一つといえることが明らかとなったが、それは飽くまで神籬自体が神のための「籬(垣)」であり、即ち祭祀の場・施設そのものを指すのであって、祭具に由来するものではなかったと考えた。やがて時代が下るにつれ、御積・厨子(神体・神像を入れ置くもの)や掛軸(神像・神号)などを以て、特定の場所に抛らない神祭も行われるなど、祭祀の形式も多様化する。そのような変化もあつて、神霊の表象も持ち運びのできる祭具へと発展し、それが逆に古典にみる天津神籬像へと投影されるようになったと結論付けた。また、これとは別に、鎌倉期には卜部氏(後の吉田氏・平野氏)の日本書紀研究の中で、神籬をサカキの一名とする理解もみられ、近世中期にはこうした榊(五百箇真賢木) <sup>6)</sup> 神籬とする説が一層発展し、

〔榊(真榊)〕 <sup>7)</sup> 〔神籬〕 + 〔榊 <sup>8)</sup> 信木(神霊が宿る木)〕 <sup>9)</sup> ↓ 神籬 <sup>10)</sup> 榊木

という、「神体勧請」や「遷座」に用いる祭具としての神籬(真榊)の用例を確認するに至ったのである。上記のよう

な〔真賢木＝真榊＝神籬〕といった中世から近世にかけて発展した神籬理解を基盤に、近代以降、殊に現代の祭式にあつて神籬は、前述のように臨時の祭祀等に於いて神前に据え置くための祭具として用いられているともいえる。

これに対して、冒頭の絵馬の例のように、近世末期には神威の象徴・表象の一つと認識されていた御幣ではあるが、実際の神祭に於ける祭具としての位置付け・役割は、どのようなものであつたのだろうか。

御幣の用例は前述のように、台に立てて、或いは串を地に刺して神前に据えるものを始めて、祭礼の行列に於いて掲げ持たれるものや、山・鉾、山車（曳き物）に据えられるもの、オハケ（御八界）や梵天と呼ばれるような神祭に当たり標識として立てられるもの、神楽・獅子舞での持ち物ほか、実に多岐に及ぶ。

そこで、本稿では数ある御幣の用例の中から、図画を含む資料が比較的残されている点、常祀の施設に拠らない臨時の神事・儀礼の中でも代表格である点、また建築に関わる儀礼＝神社に限らず庶民の自宅にても行われることがあつて、人目に触れる機会も少なくなつたであろう点などの理由から、御幣を用いた神事・祭儀の代表的事例として近世の建築儀礼に着目し、儀式次第を中心とした関係資料の整理・検討を通じて、そこから読み取れる御幣の用例・役割と、それらが人々に及ぼした影響について論じていきたい。

## 一、御幣について

御幣については、八束清貫氏が『神社有職故実』の中で概要を示している。本書の刊行に至つた経緯並びに影響を踏まえ、現代の神社有職故実に於ける理解・認識を把握するため、御幣に関連する内容を確認しておこう。

まず、八束氏は「御霊代」の解説の中で「御幣」について触れ、

御幣を以て御霊代とすることは、なべて普通に行われてゐる。其の様式の一例を示すと左の通りである。

先づ奉書紙で御幣を作る。鏡は二枚重ね縦三つ折内方にする。左右の垂は四垂、四枚重ねとし、左折、右折の左右相對にし、鏡の表で交叉して鏡と共に幣串に挟む。次に幣串を幣立に立てる。

幣立に立てた御幣串は之を御櫃に納め御櫃は御吧おんおほひ又は御衾おんすまで覆ふ。

前に御霊代神鏡の御装束につき述べたやうに、御櫃の下には御茵、御壘を重ね敷き、御浜床の上に安置し、更に其の上から全体を御衾で覆ふのである。

と記す。これによれば、御幣を以て鏡・玉・剣と同じく神霊奉安の御形である「御霊代」とすることは、神社に於いては一般的に行われているという。その構造は別に詳説されているところから後述するが、幣串に奉書紙を挿んだものを御幣として幣立に立て、それを御櫃と呼ばれる厨子状の神具に納め、その御櫃の下には御茵(敷物)・御壘を重ね敷き、さらに御浜床と呼ばれる台上に安置する。また御櫃には御衾(布地)を覆い掛けて鄭重に奉安する様式が示された。こうした御櫃による神座の構は、権現造の社殿に適當であるという。

なお、八束氏によれば、この御霊代は「御神体」や「神実」、「御形」「御正体」「御霊体」とも称することより、神社ごとの社殿構造・神祭様式の違いがあるため一概に言うことはできないが、御幣とは、時に「御神体」とも称されることのある、即ち神霊の表象として奉斎に必要な不可欠な神祭具であると窺える。御霊代とされる時の御幣とは、神前に据え置くという類のものではなく、嚴重に御櫃へ納めて社殿の最奥、本殿の中に鄭重を期して奉安するといふ、直接は人々の目に触れない形で奉斎するところに一つの特徴があるといえよう。その神座の構が適當とされた「権現造」は、形態こそ平安期に発生した神社建築の様式であるが、広く普及したのは近世になってからだとされる。

また、御幣は「幣帛」の一つであるとする。幣帛については、次のように示される。

一 幣帛へいはく

幣帛は、「へいはく」と音読する。又「みてぐら」ともいふ。「みてぐら」は「御妙みた 白和幣しろわへい」あをにきて「麻布あしふ 座くら（台）」が本義である。古くは神祇に奉るものの総称であつたが後代になつてから、幣帛と神饌とを区別するやうになつた。幣帛の種類は多種多様であつて、古来の例に徴すると、布帛、衣服、紙、玉、兵器、貨幣、農耕具、紡績具、楽器、鳥獸、幣串、散銭の類であつた。然し現在では、以上の内、主として布帛の類を以て幣帛とする。

幣帛は現品を以てするのが本体で、現在では錦・絹・緇あしむね・曝布あしふ・絲・木綿ゆふ・麻等である。之を奉る場合は、紙で包んで柳筥やなぎばこに納め、柳筥を更に白布で包み、麻苧あしむを以て横で上下二ヶ所を結切むすきりに括る。神前には其のまま縦に奉奠する。

二 幣串へいぐし

幣帛の布帛の類は古くは多く、之を串に挿んで奉つた。其の串を忌串いぐし又は幣串へいぐしといつた。後世、白色、五色、若くは金・銀の紙を串に挿んで、之を御幣と称するのは其の遺制である。今日では多く紅・白の絹又は紙を串に挿み、或は紙垂しでを挿んでも奉る。此の紙垂を挿むもの、所謂る御幣には白川家流、吉田家流の二様式がある後章紙垂の項で

説明。  
する。

幣帛・幣串に続き、三番目の項目としては、現品の代わりに料金を以て奉献する「幣帛料」へいはくれうが挙げられ、幣帛料を神前に供する際に用いる「雲脚台」以下の用具の解説が著されたが、ここでは略す。

このように、幣帛とは神祇に奉るものの総称であり、古くは多くの種類があつたが、現在は特に布帛類、錦・絹・緇・曝布・絲・木綿・麻等のことを表すという。こうした八束氏の解説にみた御幣の実態について整理すると、即ち、幣帛とは第一義には神祇に対する捧げ物、奉献品の意であつて、食べ物である「神饌」を除き、「幣串」に挿んで

奉った布帛の類を、特に「御幣」と称するものと知れる。その折り方・様式については、紙垂との関係から「殿舎・社頭の裝飾と其の用具」の一つとして、

一 紙垂<sup>しで</sup>

紙垂は、「しで」とよみ、「四手<sup>しで</sup>」とも書く。「しだれ」の約言で、太古、天石窟<sup>あめのいわや</sup>の条<sup>記</sup>古事に「五百津真賢木を根こじて……下枝<sup>しづえ</sup>に白丹寸手<sup>しろにぎて</sup>、青丹寸手<sup>あおにぎて</sup>を取り垂<sup>し</sup>でて」とあるに起源する。紙片を幣串、榊枝などに取垂<sup>とりし</sup>でて神前に奉り、又清浄の標識とする。古くは木綿<sup>ふ</sup>を用ゐたが、後世紙に代へるやうになつた<sup>理由は前記大麻の項で述べた</sup>。神社では神籬<sup>ひもぎ</sup>、幣串、大麻<sup>おほぬさ</sup>、小麻<sup>こぬさ</sup>、玉串、注連繩<sup>しめなわ</sup>等に取垂<sup>とりし</sup>でる。

紙垂は奉書、美濃紙、半紙等で作る。垂の数により中取<sup>なかとり</sup>二、三垂<sup>みたれ</sup>、四垂<sup>よたれ</sup>、七垂<sup>ななたれ</sup>、八垂<sup>やたれ</sup>などがある。定まつてはゐないが、普通に幣串、玉串、大麻、注連繩等には四垂<sup>よたれ</sup>二枚又は<sup>よたれ</sup>四枚重ねを、小麻には七垂<sup>ななたれ</sup>八枚重ねを、神籬には八垂<sup>やたれ</sup>八枚重ねを用ゐる。幣串の挟み方を説明すると、

○幣串の挟み方。奉書紙<sup>かみ</sup>を立て三つ折<sup>内方</sup>にして鏡<sup>かがみ</sup>頭紙<sup>かみ</sup>（かしらか）とする。四垂<sup>よたれ</sup>の紙垂<sup>しで</sup>二枚又は<sup>よたれ</sup>四枚重ねを左折り、右折りの左右に相對にして鏡の前で交叉して鏡と共に幣串に挟む。鏡の上、幣串の挟み目を紙捻<sup>こより</sup>で諸鉤<sup>もつかぎ</sup>に結<sup>むす</sup>ぶ<sup>紙を鳥帽子</sup>。此の左右の紙垂の垂れ方により白川流、吉田流の二様がある。白川流は三垂目から裏返しにする<sup>挿照</sup>。

との見解を示した。御幣は主として「鏡（頭紙）」と「紙垂」より成り、これを串で挿んだものが、基本的な構造とされる。「紙垂」の意義は「しだれ」の約言であるといい、「四手」とも表す紙垂の淵源は、『古事記』天石窟（天石屋戸）の条の「五百津真賢木」に取り垂<sup>し</sup>でた「白丹寸手」「青丹寸手」である。古くは「木綿」が用いられたが、後には紙片とされた。前記の幣串ほか、神籬や大麻・小麻、玉串、注連繩など、様々な神祭具にも取り垂<sup>し</sup>でられており、祭祀・神事に当たっては広く用いられるものと知れる。折り方にも、吉田家流と白川家流の二流があったといふ<sup>10</sup>。

なお、本書には見えないが、小さな御幣を「幣束」と呼ぶこともあり、また「鏡」と「紙垂」を別紙にて作らず、一紙（金属製は板一枚）を以て作製する様式も各所で見受ける（図2にみる御幣はこの形に類する）。

幣帛に関する理解は八束氏に限らず、宗教学より梅田義彦氏も幣帛については「御幣・幣とも書き、「みてぐら」といふ。満座の意である。神祇に献るものの総称」として、神饌と共に神祇に供する大切なものであるとされた。<sup>11</sup>また、大宝（養老）神祇令及び同職制律の記載に基づき、古代国家の神祇官による祭祀に於いては、幣帛・神饌の清浄整美な弁備に深く配慮されていたと説く。本稿で対象とする「御幣」に関する言及はないが、その種類については、

- ①布帛   ②紙   ③玉   ④兵器   ⑤銭貨   ⑥器物   ⑦鳥獸

として、八束氏が示したものと凡そ一致する。これらの中でも幣帛類について梅田氏は、『古事記』や『延喜式』など、典拠とする文献史料にみた古代に於ける各種の用例を具体的に示し、それぞれを解説された。

一例としては、天皇の即位後に京畿・七道の諸社五十三所に使者を遣わし、神宝・幣帛を奉りて宝祚の長久・国家の平安を祈らしめる一代一度の「大神宝使」（大奉幣とも）や、伊勢の神宮の式年遷宮に当たり調進される神宝・御装束がそうである。また、これと対比させるように、明治以後、第二次大戦終戦までの期間、官国幣社以下村社に至るまでの各社に支出されていた神饌・幣帛料の金額を、梅田氏は社格や祭祀の種類ごとに詳しく示されている。

以上のように、「御妙座（布帛の台）」と「満座」という語義に関する理解には差違が認められるが、「御霊代」の例を除けば、八束氏、梅田氏ともに、幣帛を神祇に供献する品々の意とした点で一致しており、両氏の解説を鑑みると、「幣帛」とは奉献品の称であり、また「御幣」はその一種、或いは別称であったと理解できよう。

ところで、御幣の用例については前記の神社有職故実や宗教学ほか、民俗学の立場より萩原龍夫氏も論じている。萩原氏は「ヌサとミテグラ」として各種の御幣の性格を示し、総括して幣には、

- ①財物 ②採物 ③祭壇の標示 ④呪力ある樹皮

の、四つの系統があるとされた<sup>12</sup>。財物に関しては布帛（衣類）・織維（ヌサ）や紙など神への「贈り物」と表して、八束・梅田両氏のいわれるところの、供献の品々とする説と共通した理解が見て取れる。その一方で、採物（神の御手に採られる）や神聖な樹幹・樹枝との関連から「ミテグラ」については、「ミテグラのミは敬語、クラは神霊のより付き安定するものの意としか思えぬ」として、「本来神の憑り代の意味であろう」と論じ、奉献された財物である「幣帛」と表記の混用が生じてはいるものの、「ミテグラ」は本来、神霊の憑り付く「憑り代」<sup>13</sup>であったと説き、八束氏、梅田氏とは異なる語義に基づく見解を示している。

「ハイハク」と「ミテグラ」との関係や、「ミテグラ」の字義に関する解釈については諸説あることがわかるが、「幣帛（ハイハク）」「御幣（ゴヘイ）」と称する場合は、前述の三氏の説に基づき、祭礼・神事にて神々へと捧げる品々、即ち奉献品としての性格が第一義であったと判断できるのである。

祭礼に当たり幣帛（御幣）を献じることが、図像資料に於いては古く『年中行事絵巻』（住吉本・田中家蔵）の「祇園御霊会」（第九巻）や「稻荷祭」（第一二巻）、「今宮祭」（同巻）、「城南宮祭」（第一三巻）、「賀茂祭使の行列」（第一六巻）などにみえる<sup>14</sup>。ここでは御幣が祭礼行列にて捧げ持たれており、原本が後白河法皇の命によって院政期に成立したとされる点を踏まえると、遅くとも同時期には、大きさや形状など様々な様式の御幣のあったことが窺える。

その後、鎌倉後期の弘安十一年（一二八八）に製作された『山王靈驗記』（全一卷、静岡・日枝神社蔵）には、遙か彼方に日吉社（現日吉大社、滋賀県）を望む形で、平安京の関白・藤原頼通邸の庭上を齋場とし、案上に御幣を立て並べて供物を置き、頼通以下左右の大臣が祭壇を前に、遠方の日吉山王社を拝する様子が描かれている<sup>15</sup>。

さらに時代は下り、南北朝期の成立とされる『不動利益縁起』（東京国立博物館蔵）第二段にも、阿部（安倍）清明

が祭壇に幣を立てて供物を並べ、付喪神を祀って祈禱する様子が描かれる<sup>16</sup>。前記の『山王靈験記』と合わせて、こうした祭壇に立てられる御幣の解釈については今後一層の検討を要する問題ではあるが、一方で、同じく南北朝・室町期までに成立していたとされる『福富草子』に於いては、手ずから御幣を調進して道祖神に参詣する老夫（高向秀武）の姿が描かれており、御幣が神祠への参詣に際しての捧げ物であったと解されていたことが見て取れよう。

これらの例に限らず、神祇に奉られる「御幣」を描いた図像資料は数多く、幣、帛を神前に奉る、即ち「奉幣」するということが、神拝に際しては重要な行為であったと理解しても差し支えないと思われる。

神拝・参詣ほか、各神社に於ける重要な祭祀・神事にあつては、梅田氏の挙げた天皇による大神宝使ほか勅使を始め、奉幣使、近世の例幣使、近代の神社制度に於ける幣饌料供進使、現代の神社本庁の献幣使に代表される、幣帛を献じるための使者を差遣して神前に幣帛（或いはその料）を供進する例をみてもわかるように、時代ごとに性質・意義を異にするが、古代から現代に至るまで一貫して、神前に幣帛を奉ることがいかに重要であるかがわかるだろう。

ところで、梅田氏の解説から、明治以降の神社制度下では神社ごとの社格に応じて、「神饌料」「幣帛料」の金額が細かく定められていたことが窺い知れるものの、一方で、現品の幣帛の一種である御幣については、近代の神社祭式の中で祭具としてどのように定められ、位置付けられていたのであろうか。

明治以来、現在までの神社の祭式を考える上で基本をなすのが、明治八年（一八七五）四月の式部寮達「神社祭式」である。その内容を明示する目的で式部寮の編纂した『神社祭式』では、祭典・祭儀の儀式次第を始めて、祝詞、神饌、社頭装飾（舗設図）が定められた<sup>18</sup>。同書では、舗設図に続けて彩色した祭具類の図版も載せられるが、本図については「殊に巻末に記された数十の調度の図は永く後代の規範となつて今に至つてゐる」として、これら祭器具・調度品の図が、現代に至るまでの規範の一つとして少なからぬ影響を及ぼした点が指摘されている。図版の中には、明

治初頭に「幣物」であった「金貨」の奉獻様式も含まれるが、一方で、「御幣」については寸法・折り下げ方はもとより、それ自体に関する記載がみえない。即ち、全国的な統一をみた近代初頭の神社祭式にあって、御幣の様式は統一されることなく、規範も特段には示されず、神社や地域ごとの伝統・慣習に任せられたとも解せるのである。そもそも御幣とは、どのような由来の神祭の用具なのであろうか。

## 二、古典による「御幣」の起源・由来

前記のように八束氏・梅田氏ともに指摘されているが、「御幣」の語句の初見は、『古事記』天石屋戸条である。<sup>20)</sup>

天の香山の五百津真賢木を、根こじにこじて、上つ枝に八尺の勾瓏の五百津の御すまるの玉を取り著け、中つ枝に八尺の鏡を取り繫け、下つ枝に白丹寸手・青丹寸手を取り垂でて、此の種々の物は、布刀玉命、ふと御幣と取り持ちて、天の児屋の命、ふと詔戸言禱き白して、

『古事記』の「天の石屋戸」説話では、天の石屋戸に籠った天照大御神を外へと招き迎えるために、天の香山の「五百津真賢木」を根より掘り起こし、その上の枝に「八尺の勾瓏の五百津の御すまるの玉」を、中の枝に「八尺の鏡」を取りつけ、下の枝には「白丹寸手」「青丹寸手」を取り垂でて、これを総じて「布刀御幣」として布刀玉命が捧げ持ち、合せて天児屋命が「布刀詔戸言（祝詞）」を寿ぎ奏上したことがみえる。

こうした説話は『日本書紀』にもみえ、『古事記』で「布刀御幣」とされたものは、次のように記される。

○卷第一「第七段」本文<sup>22)</sup> 「五百箇真坂樹」上枝「八坂瓊の五百箇の御統」、中枝「眞經津鏡」（一説に「八咫鏡」とも）

下枝「青和幣」「白和幣」

○同「一書」第三<sup>23</sup> 「眞坂木」上枝「八咫鏡」 中枝「八坂瓊曲玉」 下枝「木綿」

表記こそ異なるが、「マサカキ」と称する樹木の枝に玉と鏡、和幣・木綿を取り懸けて捧げたことが窺える。同じく「一書」第二にも「五百箇の眞坂樹の八十玉籤」を採らせ、これを以て神祝したとの記載がある。よって『古事記』や『日本書紀』（以降『書紀』）からは、神前にて祈願するに際し、鏡や「御統（曲玉）」、「幣（木綿）」をマサカキに取り懸けて捧げ物としたとする祭祀の姿が浮かび上がり、これこそが神話にみた奉獻品の起源であると考えられよう。

ところで、この眞賢木に取り懸けて天照大御神に捧げられた「八咫鏡」については、『書紀』「一書」第二に「是の時に、鏡を以て其の石窟に入れしかば、戸に觸れて小瑕つけり。其の瑕、今に猶存。此即ち伊勢に崇秘る大神なり」とあるのを始めて、天孫降臨に際して天照大御神が邇邇芸命に八尺の勾璫・鏡・草那芸劍を授けるに当たり、鏡を大御神の「御魂」となして、大御神の前を拝むように鏡を丁重に扱うよう示されるなど、「宝鏡」「齋鏡」とも称される「八咫鏡」は、天照大神の神威の象徴にまで位置付けられており（『書紀』第九段「一書」第二）、眞賢木に掛けられた鏡は、時として奉獻品が神霊の表象・象徴的存在にも成り得ることを示す最初の事例であったと思われる。

なお、「御幣」の語句の初見とされる「鏡・玉・丹寸手をつけた五百津眞賢木」と、本稿で対象とした御幣との関係について、注目すべき点が一つある。それは、御幣の構造である。八束氏の解説にある通り、御幣は頭紙を「鏡」とも称し、また「丹寸手（和幣）」「木綿」に由来する「紙垂」を取り掛けている。これはまさに、前述の「眞賢木」の形状を模したものの、象徴化したものであると判断できよう。即ち、マサカキに掛けられた八咫鏡が、捧げ物を起源としつつ、後に神祇の象を表す宝鏡として位置付けられたことを鑑みると、記紀の説話からは、数ある捧げ物・奉獻品の中でも殊に「御幣」と表す場合、語義・形状ともに鏡の掛けられた五百津眞賢木との関係を意識した、換言すれば「御幣」とは、神祇の象徴・表象に一層近い奉獻品に深い由縁を有する祭具であったと考え得るのである。

### 三、儀礼次第にみた御幣——近世の建築儀礼に於ける役割——

古典による御幣の起源と、そこにみえる御幣の特質に関して確認したところで、以降は本稿で目的とする、近世の建築儀礼に関わる次第・図像の整理を通じて、御幣の役割について検討を加えたいと思う。ここでは、

〔一〕 國學院大學所蔵「地祭神前之図式」<sup>(26)</sup>（卷子装、全一卷、縦二六・〇cm×横二八六・二cm）

〔二〕 三嶋神社文庫蔵「唯一神道大工傳授」（以降、「大工伝授」とも表す）、（卷子装、上下二巻）

上巻〔縦一八・六cm・横四四〇・〇cm〕、下巻〔縦一八・六cm・横三〇三・五cm〕

〔三〕 『匠家必用記』 版本、全三巻。宝曆六年（一七五六）序。

〔四〕 『匠家故實録』（以降、「匠家故実録」と表す） 版本、全三巻。享和三年（一八〇三）序。

以上、四点の資料を対象として考察を試みる。書誌はそれぞれ示した通りである。<sup>(27)</sup> なお、四点を検討対象とする理由と関係して、近世の建築儀礼に関わる資料は、大別して次の三種に分類することができる。

- ① 本文・図像が全て筆書されたもの。
- ② 本文は書写され、図像部分は木版で刷られたもの。
- ③ 版本。

①については、(一)「吉田家、白川家など本所と称される神祇道家より作法を伝授するために作成されたもの」や、(二)「神道説の門人や仏僧その他による、各師説の写本」などがある。(一)に関して、近世には神社の神職のみならず、大工の棟梁も建築儀礼に関わる諸祭を執行するため吉田家や白川家に入門し、或いはその門人であった各地の神社の神職を通じて儀礼作法の伝授を受けており、本稿で用いる資料としては(二)「地祭神前之図式」がこれに当たる。<sup>(28)</sup>

②も、①の(一)と凡そ同様の目的で作成されたと考えられるが、図画部分が図版とされることで、筆者による誤写をなくし、また画一的な、より規格化された次第(齋場・祭壇の配置など)を伝授するのに有効であったと考えられる。

〔二〕「唯一神道大工伝授」は、ここに分類できる。但し、本書の木版刷りの図解は手彩色されている。

③は、版元により作られ、一般に受容されたものである。吉田家や白川家に入門していなくとも、書籍を入手できれば番匠や施主ほか、誰もが読むことのできるものであり、版元が複数に及ぶ場合、或いは多地域に及んだ場合は、より広範囲に普及していたと推察される。〔三〕『匠家必用記』や〔四〕『匠家故実録』がこの類型といえる。

前記の四点を対象としたのは、以上のように限定層と非限定層、両者の建築儀礼の受容動向を窺い知ることができると考えたからである。わずか四例ではあるが、近世の建築儀礼に於ける御幣の用例を読み解くための足掛かりとして、まずは「地祭神前之図式」から考察する。

### I 國學院大學所蔵「地祭神前之図式」にみた用例

本書は、「地祭神前之図式」(以降「図式」とも略す)と題された資料である。但し、これは資料内容全体を表したものではなく、最初に記された神事次第名による。表題と奥付を欠くため、制作者や伝授の系統などは定かでない。本書は「地祭」に始まり、「鉦始之式法」と「國津御柱建場之節圖」、また小題はみえないが「棟上祭」までの諸祭に於ける神前の様式・作法を、図解と次第書を以て示すことを目的とする。前記の分類の中でも触れた通り、本文・図像とも書写されたものであり、図像は彩色されて注記もみえる。

こうした由縁の定かでない本書ではあるが、その由来の一部を知るための大きな手掛かりとなる資料がある。それが、二番目に挙げた「唯一神道大工伝授」なのである。

同書は奥書によると、江戸後期の文化元年（一八〇四）三月、「唯一神道大工行事」として「神祇管領長上」である「吉田二位殿御直門」の「矢部日向守菅原光等」から、門人の「片岡傳吉」へと伝授されたという。その後、伝吉の縁者であろうか、箱書きからは明治三十六年（一九〇三）正月、「鶴岡房吉」の代に修補されたことが知れる。神社名・地名等が明記されておらず、矢部光等がどういった人物か定かでないため今後の調査課題ではあるが、光等を通じて片岡伝吉が吉田神道の大工行事作法を授与されたものとみて問題ないと思われる。

この「大工伝授」の内容を「図式」と比較したところ、「大工伝授」は冒頭で建築儀礼の大意（意義・由縁）が詳しく示された後に「地祭神前之圖式」以下の諸祭式が記されており、この点を除けば、送り仮名が漢字（「図式」）か平仮名（「大工伝授」）かなど僅かな相違はあるが、全体としては両書の本文内容の九割ほどが一致し、また画像も同一の構図であることが見て取れる（【図3】を参照）。

先述の通り「大工伝授」では木版の図解が示されており、換言すれば、それと同じ図像の描かれた「図式」についても、吉田神道により規格化された図像を載せているといえ、合せて両書の本文がほぼ一致することも踏まえると、國學院大學所蔵の「図式」は、唯一神道（吉田神道）による大工行事作法の伝授次第書、または、その写本であったことが推定されよう。「図式」と「大工伝授」の内容が凡そ同一であることを踏まえて、本稿は二点の資料の内、「図式」の内容を主として紹介する。「大工伝授」については比較・対照のための図版を載せるに留めたい。なお、本文を紹介するに際しては、次の凡例に従うものとする。

○旧字体・行取りは原資料のままとしたが、異体字は通行字に改めて、読点は筆者が補った。

○本文を読み取り易くするため、春（す）、天・帝・而（て）、尔・丹（に）、能・農・乃（の）、者（は）、里（り）、由（ゆ）、越（を）等は小字で示した。

「地祭神前之圖式」 (本式次第のみ二段組みで示した)

図像 (図三・一)

先東南能方<sup>ニ</sup>、又者其年の明<sup>キ</sup>、惠方<sup>ル</sup>向ひて

神拝<sup>シ</sup>、その所能地面中央<sup>ル</sup>神前を構へ、清

女<sup>ツ</sup>敷物越し記四方<sup>ル</sup>注連を引、入口より謹で

神社能鳥居へ入る<sup>古</sup>とく我心を清免、神前を清

免、地所を清めて心能<sup>内</sup>尔<sup>キ</sup>身曾貴祓を咒し

身心を正しくし天敷物の上へ上里、一揖禮也、

扇子越笏能代り<sup>ル</sup>持謹て二拝、次<sup>ニ</sup>尔護身

神法拍手、次<sup>ニ</sup>尔御祓、御神号、次<sup>ニ</sup>尔供物御

酒祝詞等を献し、次<sup>ニ</sup>尔地鎮堅固如意安

住之旨祈願し、次<sup>ニ</sup>尔扇子を取て二揖し、次<sup>ニ</sup>尔

立て四方<sup>ノ</sup>拜の事

東方能木の神農幣<sup>ル</sup>向て二拝、次<sup>ニ</sup>

南方の火能神乃幣<sup>ル</sup>向て二拝、次<sup>ニ</sup>

西方農金能神の幣<sup>ル</sup>向て二拝、次<sup>ニ</sup>

北方能水乃神能幣<sup>ル</sup>向て二拝、次<sup>ニ</sup>

中央者土能神と三柱能幣を拜して齋鋤

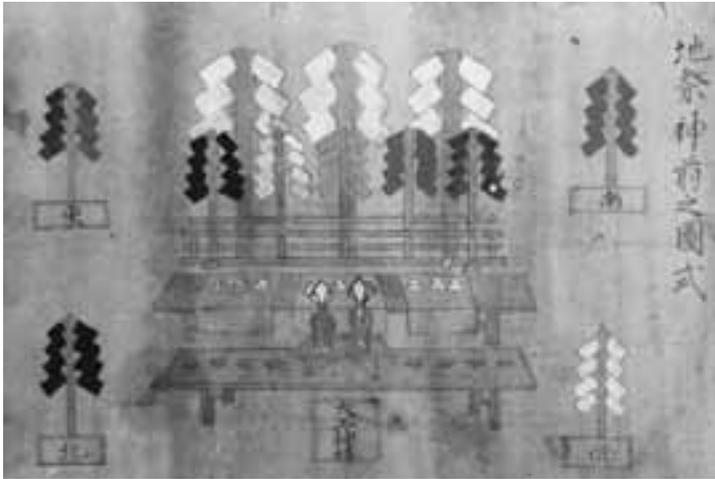
鋤を以つて東能方よ里穴をほり幣紙<sup>并</sup>

五穀を少しつく<sup>ル</sup>而んじ、東西南北中央<sup>ル</sup>よく埋

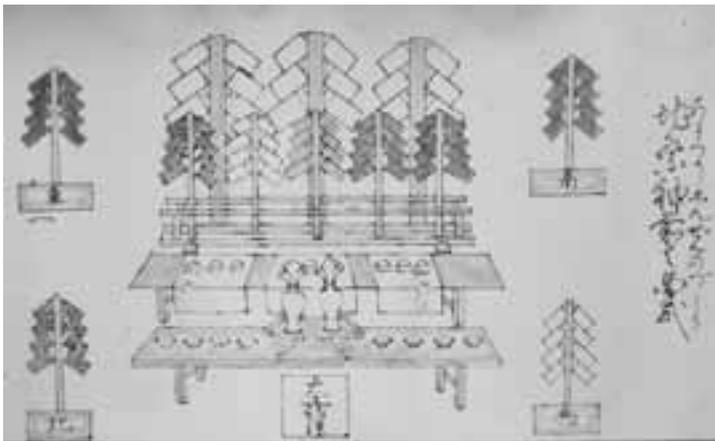
天退下

これによると、地祭 (地鎮祭) に際しては、まず東南の方向或いはその年の惠方に向かつて神拝し、齋場とする場所の中央に神座を構え、四方に注連縄を張つて境域を定めた。その後、心と神前、地所を清め、心の内にて「身曾貴祓」を唱え、拝礼をした後、「拍手」「御祓」「御神号」「供物御酒」「祝詞」があるとされる。次に、「地鎮堅固如意安住」の旨を祈願して、四方の幣に向かい拝礼し、中央神前の土の神と三柱の幣を拜した後、齋鋤・齋鋤を用いて穴を掘り、幣紙と五穀を少しずつ奠じて埋めて、退下したとされる。

図像では、三本の大きな白紙の御幣と、その手前に、右から順に青・赤・黄・白・黒紙の五つの御幣が台に立てら



【図3-1】「地祭神前之圖式」(「地祭神前之図式」)



【図3-2】「地祭神前之圖式」(「唯一神道大工伝授」)

大きな三本の白紙の御幣のうち、中央及び向かって左手の御幣の右側の紙垂(五色幣の背後)には、四垂目と判断できなくもない描写があり、これらも元は四垂として描かれた可能性が考えられる。

れた様が描かれており、これこそが地祭に於ける「神前」の構であったことが見て取れよう。また、四方にも東(青)、南(赤)、西(白)、北(黒)に、それぞれの色紙の幣を立てる。「四方拝」の際に向いたのは、これらの御幣である。

その形状について確認すると、三本の大きな御幣は三垂、五色の幣は四垂であり、紙垂は全て手前に折り下げられて鏡紙の手前に挿まれており、八束氏の謂われる「吉田家流」であったことが見て取れる。

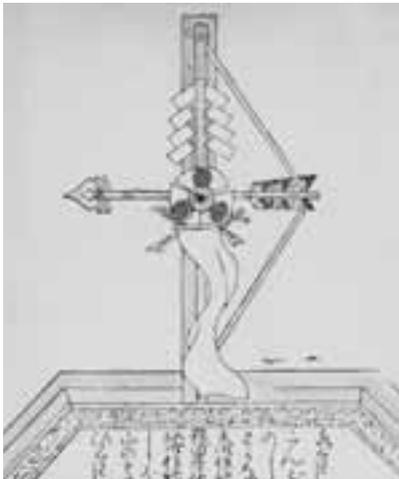
ところで、本書では五方（四方＋中央）は木・火・金・水・土の神とされたが、次第書によつては各々の色を冠した龍王・五神に擬えることもあり<sup>30</sup>、また地祭に限らず、五色の幣は吉田神道の他の行事でも用いられていた<sup>31</sup>。

地祭の式次第では、斎場の中央に神前を構えた後は、特段「神を降ろす」或いは「神を招く」などの次第・作法がなく、また退下の前にも「神を送る」といった次第が確認できず、供物を埋め終えるとそのまま退下となっている。

御幣の用例についても、四方を拝する際には東・南・西・北・中央の順に、それぞれの方位の神の御幣に向かつて拝礼することが記され、捧げられた御幣が一つの目印になっていたことがわかる。冒頭では南か恵方に向かい神拝することが示され、また祭儀中は捧げた御幣を前にして、即ち御幣を通して各方位の神々を拝礼するのであって、諸方に象徴される木・火・金・水の神や土の神を、御幣に招き寄せて奉斎するのではなかったことが見て取れよう。

斎場を祓い清めて神号を唱えた後、供物を捧げて神酒を献じ、祝詞を奏上して堅固・安寧を祈願し、土地に穴を掘って幣紙・五穀を供物として奉奠するところから、神号を一つの起点として、即ち神号を唱えることで神を招いたと解せなくもないが、地祭の終了に際して招いた神を送つてはおらず、拍手や一礼、一揖すらもしない点を鑑みると、やはり本式にては御幣に神を招き宿すのではなく、御名を唱えるのは祭る神々を称える目的であったとも読める<sup>32</sup>。

以上の地祭に続き、「鉦始之圖式」が記される。この式法は行事名の通り、鉦（木材の荒削り道具である）を以て行う用材の加工始めであり、曲尺・墨斗（墨計）・墨糸を用いて木材を採寸・線引きし、鉦で材木を打つ所作を神前にて奉納・披露することを目的とした儀礼である。神事に直接関わる次第・作法は、式も終わりの神拜・拍手・御祓であつて、本書では御幣との関わりが見て取れないため、ここでは略すこととした。鉦始の次は、柱建である。



【図4】「國津御柱建場之節圖」(右「神前之図式」、左「大工伝授」)

扇と布帛の色が異なるほか、「行事作法」には供物や祭神に関わる注記がみえる。

「國津御柱建場之節圖」

先柱一本中程丹幣一本弓一張鏑矢を鬼門ル

射向る、鏑(やぶ)者布を用由、弓能長サ一丈二尺矢者八尺八

寸繩竹屋根板扇子染苧綿鏡色絹等を飾

里其外見合春へし、供物越居石能上ル捧る也、先大工

柱能正面ニ向て二拜、次ニ護身神法拍手御祓御神

号、次ニ地鎮堅固能祈願也、謹請天御柱地御柱、

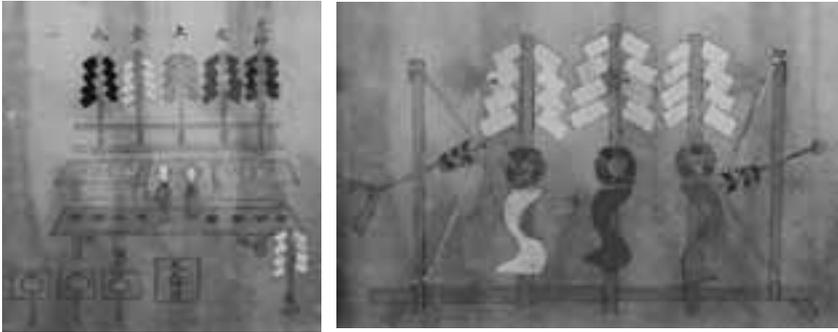
謹請五大神王、謹請天神第五代角楸尊、謹請

小屋安兩大神、家堅具足如意安住守利幸ひ玉へと

恐ミ申春

この後には「御柱建能歌」が載せられている。「御柱建」は「立柱」ともいわれ、建物の造営に際して、立てた柱の堅固なることを祈願するものである。本書では「家堅具足如意安住」を守るべく、「地鎮堅固」を祈願している。

ここでは、柱に幣と(鬼門に射向けた)弓矢を取りつけ、これに扇子三面を円形に広げたもの及び、布帛を取り垂でているのが図解よりわかる。その前には供物が置かれ、「謹請」された「天



【図5】「棟上祭」に関わる御幣台・祭壇の図式（「神前之図式」所載）

「大工伝授」の図版も同じ構図ではあるが、同書では祭壇横に棟札の描かれた点や、三本の白紙の幣に、右から「月神」「日神」「星神」の注記のある点が異なる。

御柱地御柱」ほかの神々を祭った。その始まりに際しては、先ず大工が柱の正面に向かい二拝しており、以降「護身神法」「拍手」「御祓」「御神号」の作法が続く。次第には謹請と還帰の作法が詳記されてはおらず、どのように神霊を招送したか読み取ることとはできないが、神祭の最初に大工が幣と弓矢を付けた御柱を拝しているところから、これを神霊の表象としていたことが推察できよう。

最後に記されたのは、上棟の図像と次第である。

先幣三本長<sup>サ</sup>一丈弍尺、中能串六寸高く、日月星五

行の神を祭る、左右尔矢馬股鐙矢を用<sup>申</sup>、寸尺柱立

と同じ、又幣三本串能長<sup>サ</sup>七尺尔して棟の兩方と

中尔立置、先大工正面尔て一鏡一見して扇子越取

て一拜し、次<sup>ニ</sup>坐し天<sup>ニ</sup>拝し、次丹奉幣、次<sup>ニ</sup>護身

神法拍手御祓御神号、供物を献し、次<sup>ニ</sup>扇子を取天

二拜、次<sup>ニ</sup>四方拜畢て、槌打小工三人何<sup>れ</sup>も槌越持

式人者兩方能棟の本末<sup>ニ</sup>居る、壱人者棟乃中程尔居

て三ヶ所一同<sup>ニ</sup>打合する、是を三拍子調といふ、中能槌ハ

外より内<sup>江</sup>打不梨、大工大音尔声をあぐる

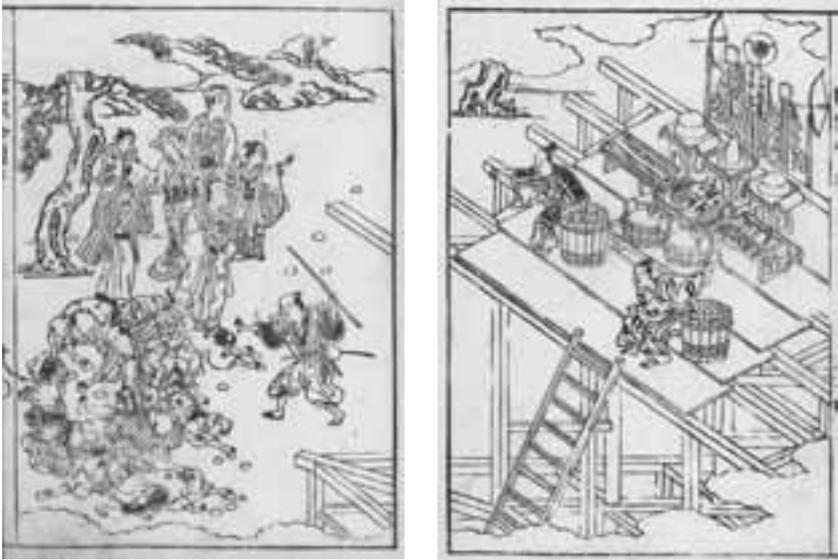
本文には続けて三度の音声の文言及び、小工の槌打ほか餅米・錢撒き等の次第が記されるが、略すものとする。

図解では、棟木に据え立てた御幣を中心に祭壇の様子が描かれる。次第によれば、棟木に立て置く三本の白紙の御幣は「日月星」の、祭壇の五色の幣は「五行」の神をそれぞれ祭るとされる(図5を参照)。棟上げに当たっては、まず大工が正面にて一拝し、また神拝の席に座して二拝し、「奉幣」して、次に他の神事と同じく「護身神法」「拍手」「御祓」「御神号」を終えると、供物を献じている。「奉幣」とは、図解中の「大工神拜」と注記された座席の右脇に置いてある御幣を神前に捧げ持ち、拝礼・祈念したのであるか。<sup>34)</sup>

これまでの検討を通じて、本書からは神祭に於ける御幣の二つの重要な役割・用い方が見て取れよう。一つは奉幣のための御幣、即ち幣帛の一種であって神への捧げ物として、またもう一点が、神霊を拝礼或いは招請するに当たったの象徴・表象としての役割といえる。即ち、吉田神道の伝授による近世の建築儀礼に関わる次第書からは、御幣とは時に神への奉献品であり、また時には神の象(カタチ)を表すものという、二つの異なる性質を有した神祭の用具であったことが読み取れるのである。儀礼の次第書の分類に当たり、本書は受容層が限定されるものとしたが、それでは、より広く受容された資料では、どのような位置付けがなされていたのであろうか。続けて検討していく。

## II 『俗説匠家必用記』

表題からも窺える通り、本書は近世中期の宝暦六年(一七五六)、美作国津山の人である立石定準が、番匠による建築儀礼に関わる故実の正誤を説くために記したものである。序文によると著者の定準は、史学を好んで国史を読み、「文籍」と「匠具」を扱う店を商っていたとされる<sup>35)</sup>。本書は全三巻より成るが、上・中巻は番匠の神の起源や儀礼の由緒・大意などが記されており、儀礼に於ける仏教的要素の批判と故実の正誤の主張に重点が置かれている。



【図6】「棟上の図」（『建築匠家必用記』下巻、〔右〕17丁裏・〔左〕18丁表）  
〔三嶋神社文庫蔵〕

具体的な建築儀礼については、建物の由緒・由縁と合わせて、「地鎮」「鉦始」「棟上」の神事に関わる記載が下巻に収められる。このうち特に御幣に関わるものは、「棟上の事」である（図6）。

棟上に関連する図版では、番匠による餅撒きの様子が示された。既に紹介した「神前之図式」や「大工伝授」にみた上棟作法と同じく、棟木には三本の御幣が据えられ、両脇に弓矢を立て、その前には米や餅ほか、海産物や酒樽などの神饌が供えられている。本書「神前備物の事」によると、三本の幣の内、左右の御幣は「幣」としてそれぞれ白紙・青紙にて作られ、中央の扇を付けた御幣は「大幣」として、「番匠の神」とされる「手置帆負命」と「彦狭知命」の神号を記した板が付けられる。

次第では「兼て棟に棚をかまへ、天神地祇を祭り、并番匠の神の御神名を板に書て、大幣の程にかけ、松・榊を以て飾べし」と記されている。棟木の上に神棚を構えて幣を据えたのは天神地祇を祭る目的であった。これに関連して本書では「番匠の祖神祭の事」「鉦始の神事」

に於いても、番匠の神（職神）を祭るに当たっては神号を書いた板（祖神祭に関する挿絵では軸装された紙）をかけ、明示された神号を前に礼拝することが著されており、神号を神の印璽・表象の一つと認識していたことは明らかである。

幣は神饌と共に「神前の備物」（＝供物）の一つに列記されるが、一方で神「棚」を構えるとして大幣に職神の神号を書いた板を掛け、その前に供物を置いていたことを合せて鑑みると、幣は捧げ物に留まらず神座の構ともいふべき役割を果たし、そうした「大幣」を見て、人々は目には見えない神々の顕現を意識したことが推察できるのである。換言すれば本書にみた御幣の役割とは、神祭のための神霊の象徴、神の御形を明示する祭具であったともいえよう。

### Ⅲ 『匠家故実録』

最後に、『匠家故実録』に於ける御幣の用例についても確認しておきたい。本書は序文より、近世後期の享和三年（一八〇三）、松浦長門掾が記した建築儀礼に関する文献である。村田あが氏によれば、著者の松浦長門掾は号を東鷄・名を久信といい、松浦派という家相流派の始祖として広く関西で活躍した家相相者とされる。<sup>68</sup> 江戸・大坂・京都の書肆により刊行された本書は、上・中・下の全三巻より成る。東鷄は上巻で地鎮祭の大意及び、「地曳」「龍伏」「初鉦」の各式礼を著し、また中巻には「清匏」「立柱」「上棟」の各式礼を、下巻には棟札や供物、幣ほか祭具などについて記した。各式礼の次第については施主の経済規模に見合った形で本式から略々式までを収め、祝詞、供物の品目も詳説し、斎場の舗設や祭具類に関しては図解で示す。以上のように、各人の作法に関わる詳細な記述こそないが、本書は建築儀礼に関する意義を始めて、式礼を行うに当たり知っておくべき事項を全般的に網羅しており、大工・番匠（匠家）や施主が建築儀礼を知るための優れた手引書であるといえる。

前述の通り、地鎮祭は大意が述べられるに留められているため、ここでは、式礼としては最初となる「地曳之式禮」の次第を対象に、御幣の用例に重点を置きながら確認していく（説点の補足、送り仮名の小字は筆者による）。まず、

地曳の作法式ハ地鎮祭終天而後尔良辰を撰び其屋敷地尔於天建物造營能場尔竹を立て細繩を張べしとも同断なり之、扱地形中凡中央の場所尔祭壇を設るなり、其餘前後の飾付左尔其叮嚀本式の例を圖春る所なり、

とあり、続けて祭神として「大土祖神」「猿田彦大神」「思兼命」の神名が示されて、「右の神三本立の幣を璽として其前能五本立の幣者五行幣奈り」と記す。この後、五本立の幣に関する説明と、神饌や金銀箔など「神供物」が続き、

祭禮式の次第ハ先番匠の長身元當前の禮服を着し笏末廣或扇子等両手に正しく持天、注連の外より神坐の方尔向ひ立可ら一揖して、少左の方より廣前尔進ミ、祓案の前なる盤座尔着座し天、扇子越正うし眼八分尔上持て蟹目の方を胸尔引當る意持尔して頭を下座し

として、次に麻ぬまを持って中臣祓を唱え、散米するなど祓い清めて、その後は次のような記載がみえる。

扱勸請式能なり勸請式能の事、  
奥能しる事、右勸請相濟天次尔神供物を具ふるなり、然して柏手所謂神供、  
柏手能なり、或神供祝詞を唱ふべし、次尔地曳祝詞可レ唱レ之、

続けて、本文にみえる地曳の祝詞の文例が示された後、工匠による四方の再拝と建物の縄張（地曳）の次第が著された。これが済むと、まず各種の祓いを修め、供物が徹され、神号を奉称して礼拝した後で、神送の式を行い退座するものとされる。以上が、「地曳之式禮」の本式の次第・作法であり、略式・略々式はこれに準じたもので、各次第・作法が省略の上で示されている。斎場の設営を除く本式の次第を簡潔に整理すると、次のように表せよう。

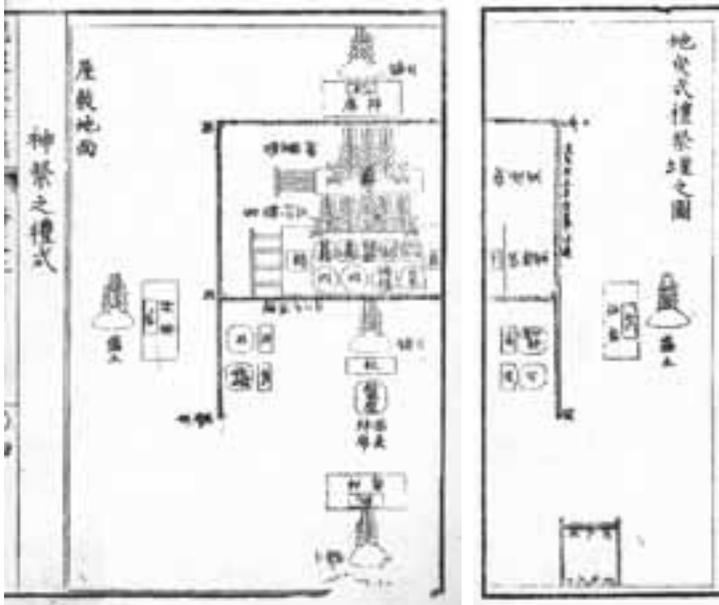
- ① 入場、着座、祓
- ② 勸請式
- ③ 供物を献ず（柏手・祝詞）
- ④ 四方を拝す
- ⑤ 地曳祝詞の奏上
- ⑥ 地曳（縄張）
- ⑦ 祓
- ⑧ 供物を徹す（柏手・祝詞）
- ⑨ 神送式
- ⑩ 退座（退下・退場）

こうした式次第に関して、本書所載の「龍伏」以下の他の神事次第と比較した結果、各神事の目的とするところ、即ち本式に於ける⑤⑥に当たる部分は、式礼ごとに相違が認められたが、他の次第内容は凡そ共通したものである。上棟も、本書の記載はより詳細なものであるが、次第の構成要素は「神前之図式」や「大工伝授」と同様といえる。ところで、勸請式については先記の本文にも「勸請式の事奥<sub>示</sub>するす」とある通り、その次第が下巻にて「諸式禮神祇勸請神拜神送等之事」として別記された。ここでは、各礼式にて行われる「神祇勸請」「神拜」「神送」に関する記載がみえるため、その内容を示しておきたい（読点の補足、送り仮名の小字は筆者による）。

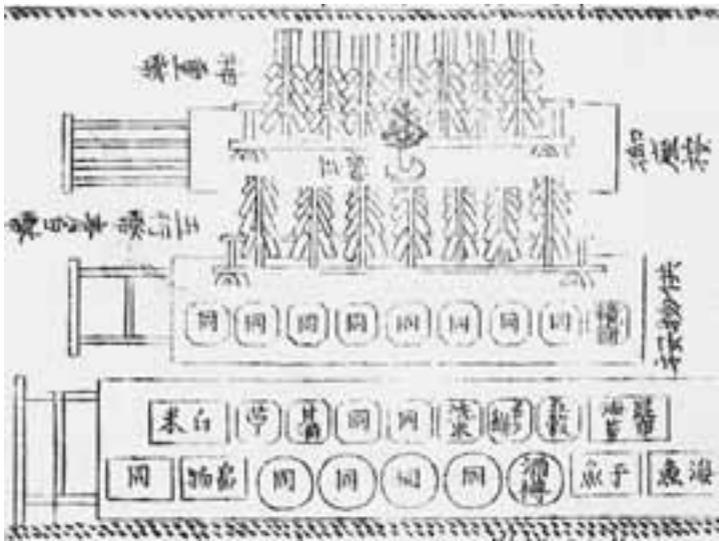
○神祇勸請神拜送納の式ハ、相傳の免許無<sub>レ</sub>之者、勤行ふ事不<sub>レ</sub>触、神祇職家<sub>示</sub>寄て相傳を授べし、略拜禮能説ハ木綿紙<sub>示</sub>捧て再拜をなし、神祇降臨の柏手を春<sub>る</sub>なり此柏手小大と打べし、神拜濟する期も司様<sub>示</sub>爾木綿紙<sub>示</sub>捧て再拜し、神祇送納の柏手を春<sub>る</sub>なり此柏手小大と打べし、

これによれば、神祇を勸請し、神拜して、送納するに当たっては、神祇職家による伝授・免許を授かる必要のあったことや、略式の拝礼に於いては「木綿紙」と捧げて再拜し、小・大、大・小と柏手を打つことで神祇の降臨と送納を行ったことがわかる。神祇職家とされた吉田神道の行事作法でも、秘伝として神の勸請と還歸の行法が定められているが、本書所載の式次第はそれに通じる部分が大きく、五行幣は家相相者としての見識も検討の余地があるが、<sup>38)</sup>飽くまで東鶏は神祇祭祀の専門職でなく、神祇職家の伝授の必要性を認識していた点などからも、東鶏が本書の神祭に関わる式礼を著すに当たっては、吉田神道の行法を参照したか、少なくとも意識していたことが推察される。

以上のように、吉田神道の伝授次第である「神前之図式」「大工伝授」と本書とは、体裁こそ大きく異なるが、記載された神事次第の構成や流れの類似したことが見て取れる。換言すれば、限定層と非限定層は、凡そ同様の建築に関わる儀式次第・作法を受容し、理解・認識していたともいえよう。

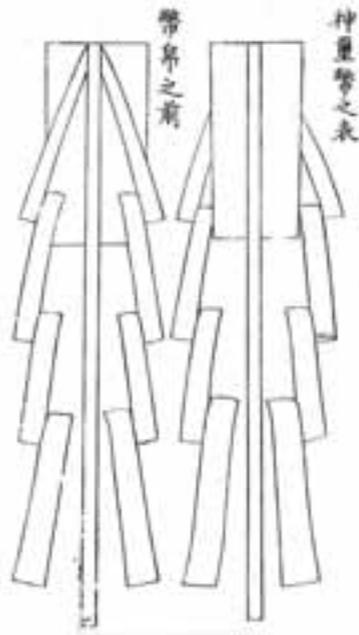


【図7】「地曳式禮祭壇之圖」(『匠家故実録』上巻、3丁裏・4丁表)  
〔三嶋神社文庫蔵〕



【図8】「初新式禮祭壇之圖」(『匠家故実録』上巻、16丁表)〔同文庫蔵〕

これまで、『匠家故実録』の神事・行事の次第と「神前之図式」「大工伝授」にみた吉田神道の大工行事作法との比較を中心に検討し、次第構成を整理したが、『匠家故実録』では、神事の齋行に当たって神霊を勧請し、諸神事を勤め



【図9】「幣の図」（『匠家故実録』下巻、8丁表）〔同文庫蔵〕

「青幣」<sup>にきて</sup>「白幣」が立てられたと知れる。図を詳しく観察すると、「御幣」としての構成要素は同じだが、両者は形状を異に描き分けられたことに気付くであろう。ともに紙垂を手前に折り下げているが、串に挿み込む紙垂の位置が頭紙の手前か奥かで異なっており、その仕様は下巻にて明示される（図9）<sup>39)</sup>。こうした形状の相違が生じた理由としては、それぞれに求められた役割・位置付けが異なることに由来するものと思われる。

まず「御座按」の「御座」とは、神霊の坐す場の意であり、また「神霊幣」の「霊」とはシルシ（印・験・徴）のことである。即ち、紙垂を鏡の奥に挿んだ「神霊幣」は、神事に当たり勧請した神祇の象を表すものと推定される。既述の通り、地曳式礼では「右の神三本立の幣を霊として其前<sup>能</sup>五本立の幣<sup>者</sup>五行幣<sup>奈</sup>り」と著して、式礼に当たり祭る三柱の神の霊として三本の幣を立て、続く初鉦式礼にても、七柱の神々を奉斎する中で七本の神霊幣を据え置いてお

て、終えるに際しては送っていたことが確認できた。それでは、こうした儀礼次第の中で、御幣はどのように用いられていたのだろうか。図解（舗設図）より読み解いていきたい（図7・図8を参照）。

舗設図より、祭壇は大別すると、「御座按」と「供物按」の二部で構成されていることが見て取れる。按とは案（机）のことである。各案上には幣が据えられており、注記から「御座按」に「神霊幣」<sup>みしるしぐい</sup>が、「供物按」には「五行幣」と

り、神璽の幣と、祭られる神霊の数は常に合致している。これは以降の各神事でも同様に定められた礼式であるため、やはり「神璽幣」とは字義の通り、勧請した神々の御象・存在を示し表す祭具として用いられたと考えられよう。四方の盛土に刺し立てた幣も神璽幣と同形であり、本式礼ではそうした役割を担ったことが察せられる。<sup>⑩</sup>

対して、御座按の前に置かれた供物按の供物とは、捧げ物・奉献品の意である。こうした御幣は舗設図より紙垂を鏡紙の手前に挿んだものと知れ、それらは下巻所収の図版に「幣帛」と明記されている。加えて、「青白幣」を神前に捧げることは『匠家必用記』でも確認できたが、これは古典にみた通り、捧げ物としての「丹寸手」（後の木綿・麻苧）に由来しており、よって「五行幣」と「青白幣」は、祭祀に伴う神前への捧げ物として据えられたと判断できよう。神璽幣の前に榊が立てられるのに対して、五行幣・青白幣の前には置かれておらず、後者は供物と一緒に並べ置かれている点からも、同一の神事にあつて近くに置かれた御幣ではあるが、両者の間には「神の表象」と「神への奉献品」という、役割・位置付けに関するはっきりとした相違・認識があつたと推定できるのである。本書からは、近世の建築儀礼に於ける、そうした御幣の二面的な役割・位置づけを明確に整理・分析できたのではないだろうか。

### おわりに

これまで、近世末期には神使と同じく神威・靈験の象徴と認識されていたと思われる「御幣」に着目し、その形状及び神社有職故実に於ける理解を確認し、古典にみた起源や特質を把握した上で、本稿では神事、特に近世の建築に関する儀礼次第の整理・分析をもとに、御幣の用例・役割についての考察を試みた。

まず、「地祭神前之図式」や「唯一神道大工傳授」にみる「棟上祭」からは、神拝の座の脇に置かれた御幣が奉幣の

ための、即ち捧げ物・奉献品として用いられたことがわかる。一方で、『匠家必用記』では扇のついた大幣が、神前の備物として調進されつつ、目に見える神座の構の一部とされ、『匠家故実録』では、「御座按」に据えられた「神璽幣」に対し、「供物按」に立てられた「五行幣」「青白幣」という形状を異にする二種の御幣が、同一の神事にあって目的別に使い分けられていたことを確認した。以上の考察より、前記の研究史に通じるところもあるが、御幣には、

①捧げ物・奉献品である「幣帛」の一種、またはその別称として、祭祀・神事に当たり神前に捧げ祀られるもの。

②神霊を勧請するに際して、目には見えない神々の象〔カタチ〕・御形を表し、その存在を示すもの。  
 という、異なる認識・位置付けのあったことが、関連資料の検討・考察を通じて改めて明らかとなったのである。

神璽としての御幣と供物としての御幣、これらは用途・目的こそ違えども、どちらも原則的には人が神の為に弁備・調進する、即ち神と人との間に位置する祭具の一つである点は疑いのないところであろう。そうして神霊に捧げられ、神前に奉られた御幣ではあるが、神々が常より神座に鎮まる神社や神祠、神棚での祭祀であれば、人々の祈りは御幣を通して、その奥に位置する神座を意識したものとなる。対して、臨時の斎場にて神霊を勧請して祀る場合は、御幣を立てた祭壇（棚）こそが神座の構となるため、その手前に神饌・供物を献じて、御幣を前に拝礼すると、必然的に御幣が神拝のための標識・目印としての役割を負うことになり、奉献品と象徴・表象との境目が極めて判別し難くなっていたとも思われる。時として、人々は神前に奉献した捧げ物である御幣をして、目には見えない神々の存在を意識するのであって、『匠家必用記』に於ける、神前の備物の一つとされた大幣に神号を記した板を掛けていることなども、両者の区別の難しさを示す一例と見做せるのではないだろうか。

以上のように、数ある御幣の用例の一つではあるが、近世の建築儀礼の次第からは、御幣が二面的な性質・役割を有しており、儀礼の次第によっては、これをはっきりと区別するものもあつた点を明らかにできた。こうした御幣の

特質は、まさに神話に於ける五百箇真坂木を意識し、その構造を模したところを起源とするものであり、飽くまで捧げ物・奉獻品をその基本としながら、時に神霊の表象・象徴的存在とも認識され得るのは、御幣が祭具として持つ特有性を示しているものといえよう。

【註】

- (1) 北尾重光は、近世後期の文化十一年（一八一四）、江戸に生まれた北尾派の浮世絵師であり、生没年を除いて詳しい来歴は定かでないが、若い頃に上州館林城下へと移り住み、周辺域の社寺に奉納された絵馬等を数多く描いたと伝えられる。特に代表的な作品の一つに、館林市指定文化財である天保十一年（一八四〇）赤城神社（館林市足次町鎮座）「ムカデと梅樹図」がある。赤城神社は群馬県下で数多く奉斎されており、ムカデは赤城明神の神使として知られるが、同絵馬は、こうした観念が江戸後期の邑楽・館林地方に浸透していたことを窺い知れる図像資料でもある。館林市立資料館『北尾重光の絵馬・人々の願いと感謝・』（（館林市教育委員会、文化振興課）、二〇〇三年）参照。
- (2) 拙稿「祭具としての神籬―古典解釈にみたその用例―」（『神道宗教』二二三八号、神道宗教学会、二〇一五年）。
- (3) 八束清貫「臨時祭の舗設と其の用具」（『神社有職故実』第一二章所収、神社本庁、平成一四年、九一〜九三頁）。
- ※初版は昭和二六年。

- (4) 『改訂諸祭式要綱』（神社本庁編、神社新報社、昭和三四年）、『改訂諸祭式要綱 続編』（神社本庁、神社新報社、昭和四〇年）。神社本庁撰定による各祭式にあつては、祭舎の奥に「神籬」を樹て（設け・据え）て、その前に神饌案を置き、神籬・神饌案の前で「降神詞」「昇神詞」を奏上して「降神の儀」「昇神の儀」を行うものとされている。

(5) 前掲註3『神社有職故実』序文、一・二頁。序文によれば、本書は「神職が神社奉仕上、常に心得ておかねばならぬ方面」の有職故実の内容を範囲として、神社本庁の委嘱により、著者が教科書用に編述したものであるとされる。ここから即ち、本書の神社本庁の公式な教科書としての性格が窺われ、昭和二十六年以降の神社神職の養成の際には、神職たちの神祭の用具に対する理解にも少なからぬ影響を及ぼしていることが推察される。

(6) 八束清貫「御霊代」(『神社有職故実』第二章所収、五〇一頁)。

(7) 『日本建築史圖集 新訂第二版』(日本建築学会編、彰国社、二〇〇八年、一七二頁)。御霊代としての御幣の利用の浸透が、近世以降の権現造の普及に伴うものであったかどうかは、事例に基づき検討を要する問題である。

なお、吉田神道の諸祭次第・行事作法に関わる一八〇の秘伝を近世に集成し、全一八巻より成る横越家蔵「事相方内傳草案」では、幣を以て神祇を勧請する「幣勧請」の秘伝が収められており(巻第一三所収「神幣安鎮座次第」、また、そうした勧請の伝授に対する謝礼も定めていた(吉田家神楽岡文庫旧蔵本「諸国礼物之定」)。何より、「凡、神道ニライテ、幣帛ヲ以テ御神躰ト奉崇事ハ」として、幣帛を神体とすることの由縁も説いており(巻第一一所収「幣帛之口呖」)、そうしたことから遅くとも近世には、御幣(幣帛)が御霊代とされていたことは史料上も確認できる。ただし、披見の許されない所謂「御神体」に関わるものであるため、本稿では触れないものとした。

『神道大系 論説編九』卜部神道(下)』(岡田莊司校注、神道大系 編纂会、一九九一年、一八〇二一、七八〇八五頁)。

(8) 八束清貫「幣帛と其の用具」(前掲註3『神社有職故実』第五章所収、二二〇二七頁)。

(9) 八束清貫「殿舎・社頭の装飾と其の用具」(前掲註3『神社有職故実』第一章所収、八二〇八五頁)。

(10) 歴世の神祇官の伯(長官)を務めた白川家と、神祇官の大副・少副(次官)、京都吉田社の神主を務めた吉田家は、幕藩体制下にあつては「本所」と称され、神職に対する官位の執奏・装束の裁許ほか、神社に対する神号授与

や、本稿にも関わる儀礼次第の伝授などを行った家である。殊に吉田家は江戸幕府の定めた「神社条目」の中で官位執奏・装束裁許を公認されたため、神職始め多くの神祇関係者が門人となり、近世を通じて大きな影響力を有した。両家の関係については、拙稿（「幕藩体制下に於ける伊豆国三嶋社の実態について」本所吉田家・白川家との関係を中心に）『國學院雜誌』第一一三巻五号、平成二四年）に於いて一部整理したため、参照されたい。

(11) 梅田義彦「へいはく 幣帛」（『神道要語集 祭祀篇二』所収、國學院大學日本文化研究所編、神道文化会、昭和四九年、九五―一七頁）。

(12) 萩原龍夫「祭り方」（『日本民俗大系 第八巻 信仰と民俗』所収、平凡社、一九八五年、一九八―二〇四頁）。

(13) 萩原氏が「憑代」と表した「依代・招代」とは、ともに折口信夫氏が説いた、神が降臨する際の目じるしとなるもの、神の依り付くものを指し示す造語（新語）であるとされる。即ち、大正四年（一九一五）四月以降に発表された折口氏の論考中で逐次示されていた、神霊の憑依にまつわる「祭祀の分析概念」であるとされる。依り憑く神の側から見ると「依代」、神を招く人の側から見れば「招代」であるという。

神霊の宿るモノを表すという点では、八束氏の示した「御霊代」や「御形」、「神体」などにも通じる一方で、「御霊代」などが歴史的に用いられてきた語句であり、また神社の祭祀にあつては実態を伴う存在であるのに対し、「依代（憑代）」は、飽くまで学究的に祭祀・祭礼に関わる事物や現象を検討・論述するために、折口氏が「髯籠」「台額」、「標山」「山車」ほか事例の分析に基づき創造した語句・概念である点が異なっている。こうして近代以降に折口氏により創唱された「依代」という用語・概念は、民俗学を中心に広く浸透し、関連する諸分野に於いても、祭祀・祭礼（神事）に於ける神霊の在り方やまつり方、神祭の用具を整理・分析して、それらを把握・説明する上で果たした役割は、非常に大きいものであったと思われる。

ただし、本稿は冒頭に示した通り、近世の建築の儀礼次第という、具体的な関係資料にみた「御幣」の用い方・役割について、神道史の立場より論じることを目的とするところから、分析のための概念・語句である「依代」を前提としては考察しないものとする。

伊藤好英「依代・招代（よりしろ・をぎしろ）」（『折口信夫事典』西村亨編、大修館書店、一九九八年、四五～五五頁）、石上七輔「依代・招代」（『逍空・折口信夫事典』有山大五・石内徹・馬渡憲三郎編、勉誠出版、平成一二年、九六～九七頁）、小川直之「依代」の比較研究」（『国際常民文化研究叢書七・アジア祭祀芸能の比較研究』所収、神奈川大学 国際常民文化研究機構、二〇一四年）を参照。

(14) 『日本絵巻物全集 第二六巻 年中行事絵巻』（角川書店編集部編、角川書店、一九六八年）。

(15) 『山王靈験記』（『続日本絵巻大成 一二 山王靈験記』小松茂美編、中央公論社、昭和五九年、一二・一三頁）。

(16) 『不動利益縁起』（『新修日本繪巻物全集 第三〇巻』直幹中文繪詞・能恵法師繪詞・因幡堂縁起・類  
檢阿彌陀縁起・不動利益縁起・聖宗宗廟縁起）高崎富士彦・源豊宗編集擔當、角

川書店、昭和五五年、六九頁）。

(17) 『福富草子』（『日本絵巻物全集 第一八巻』男衾二郎絵巻・長谷雄雙紙・繪師草紙・十  
二類合戦絵巻・福富草紙・道成寺縁起絵巻）角川書店編集部編、角川書店、一九六八年）。

(18) 式部寮達「神社祭式」（『神社祭祀関係法令規程類纂』所収、国書刊行会、一九八九年、九～一八、三八五頁）。

(19) 好崎安訓「神社祭式制定小史」（『神社祭式詳解―研究と実習―』所収、明文社、昭和三九年、七二～八一頁）。

(20) 『古事記』上巻（新潮日本古典集成『古事記』西宮一民校注、新潮社、昭和六一年、九〇頁）。

(21) 『古事記』上巻（五〇・五一頁）。

(22) 日本古典文学大系『日本書紀』上（坂本太郎・家永三郎  
井上光貞・大野晋）校注、岩波書店、一九八七年、一一二・一一三頁）。

(23) 『日本書紀』上（一一五・一一六頁）。

- (24) 『日本書紀』上(一一六・一一七頁)。
- (25) 『古事記』上卷(九〇頁)。
- (26) 國學院大學研究開発推進機構所蔵〔資料番号二七二九〕 本資料は同機構學術資料センター〔神道資料館部門〕に於いて調査・研究を進めており、本稿もその整理・分析結果の一部に拠った。
- (27) 『匠家必用記』『匠家故實録』の本文・図版を引用するに当たっては、三嶋神社文庫所蔵本を用いた。
- (28) 吉田神道では、宮大工が特定の装束を着用するための許状に対する謝礼を定めていた。また、白川神祇伯家の門人帳には、神職や御師職などともに大工・番匠も名を連ねており、入門して建築儀礼に関わる神拜式の伝授と装束着用の許可を受けていたと考えられる。前掲註7『下部神道(下)』(一八〇二頁)、『白川家門人帳』(近藤喜博編、白川家門人帳刊行会、一九七二年、六七・七〇・一二七・一二九・一三四頁ほか)を参照。
- (29) 『吉田神道家「御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究〔科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書〕平成一五年度〜一七年度』(幡鎌一弘編、幡鎌一弘、二〇〇六年) 及び、『近世神道史研究と「御広間雑記」のデータベース化〔科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書〕平成一九年度〜二一年度』(研究代表者・幡鎌一弘、天理大学おやさと研究所、二〇一〇年)を参照。矢部日向守の名は確認できなかった。
- ところで、矢田光等に関連する他の資料に、「唯一神道大工行事合相伝」(國學院大學神道文化学部蔵〔71.3.Y97〕)がある。同書は「大工伝授」と記載内容が凡そ同一であり、本文・図像は全て筆書され、奥書には「大工伝授」と同じく、菅原光等の名が記されたものである。「大工伝授」に年紀や印判があるのに対して、本書にはそれらが認められず、また、図画も「図式」の描写と比較して拙くはあるため、直接的に菅原光等より伝授されたものではなく、光等から伝授されたものの書写本であるとも考えられる。そうではあっても、こうした本書の存在から、吉田家の

直門である矢部光等を通じて、唯一神道の大工行事作法を複数の大工・棟梁が受容していたことが推察されよう。

(30) 「地鎮祭次第第一」(前掲註7『下部神道(下)』所収、一八六頁)。

「事相方内傳草案」巻第三に所収される「地鎮祭次第」によれば、東方は「青帝青龍王・阿那鬼神」、南方は「赤帝赤龍王・阿奈神御食津神」、西方は「白帝白龍王・阿奈大田命」、北方は「黒帝黒龍王・阿那底立神」、中央は「黃帝黃龍王・阿奈奧玉神」として、五方の神を五帝龍王・五神と定めていたことが読み取れる。

(31) 町尻量原「神道大義」収載「宗源行事壇舗設図」(註7『下部神道(下)』三二一―三六頁)。

近世後期に町尻量原の著した「神道大義」収載の「宗源行事壇舗設図」では、行事壇上に五色の幣が立てられている。紙垂は鏡紙の手前に挿まれ、折り下げは全て手前(高座・執行者側)向きである。こうした五色の幣は「五前、是謂三五五行幣」と注記されている。

(32) 吉田神道の行法次第では、行事に当たり神々を「勸請」や「招請」、「謹請」すると、その終わりには還帰のための「發遣」(奉送)をするか、或いは拍手・拝・揖をした後に退下となつていくものを多く見受ける。

例えば、戦国後期の天文十三年(一五四四)、吉田家相承の事相・行法を兼右が著したものを近世中期の享保十四年(一七二九)に兼雄が筆写したとする「神道諸行事大成」では、「拍手大事」として「召手小・大 送手大・小」とあつて、拍手を以て神の召送作法が示されている。また、兼右の祖父・吉田兼俱が大成したとされる「三壇行事」の一つ「三元十八神道」の次第では、各地の神社の神々を謹請するに際して「謹請祭文」を奏上し、また行事の終わりに当たっては「十寶印相 内縛二空」(手で印契を結ぶ)の上で、「天地海童一切諸く神奉送二本宮」との「發遣祭文」を誦し、大小の拍手をしたことが読み取れる。こうした神の召送に関する行法は、同じく三壇行事の「宗源行法」での「謹請」と「發遣明言」、「唯神道大護摩」に於ける「召請」の「印(印契)」と「撥遣」の「印」「明

〔真言〕を始め、「船魂祭次第」の「招請 拍手」「神號於誦」に対する「發遣」「拍手」「三拜」、「蛭兒神祭次第」に於ける「招請神文」「拍手小大」に対する「發遣神文外縛印」など、他の行事次第にも明記される。この「招（召）請」とは、「苗裔神祭略次第」の「招請之大事」（「事相方内傳草案」巻第一六所収）に「招請とハ神靈をまねきうくる心也」と記された通り、神靈を招き請けるの意であつて、同書巻第三には、諸神事を勤める前の神の招請次第が「招請太事」で、また諸神事を終えた際の神送が「發遣太事」で著された。神靈を招き請けた際には、元の座へと送り帰すことが、戦国期頃には大成せられた吉田神道の行事での一つの流儀・作法であつたと考えられよう（前掲註7『下部神道（下）』一〇四、一一六・一一七、一八五・一八六、二〇二〜二〇六、三〇二〜三〇九頁）。

(33) 現在の事例ではあるが、神社本庁採定の地鎮祭式次第に関連する「地鎮祭特殊例」として、宮中と伊勢の神宮の用例が紹介された。その次第では、両例ともに祭具としての「神籬」を用いず、従つて降神・昇神の儀はないとされているのである。即ち、宮中では敷地の四隅及び中央に坑を穿ち、中央の坑前に案を設け、神饌と五本の幣帛（白色）を供して祭儀が行われるとされ、また神宮では五色の幣帛を用いて、祭場の中央に南面して黄幣を、東北隅に青幣、東南隅に赤幣、西南隅に白幣、西北隅に黒幣（紫幣で代用）を地に刺し立て、中央の黄幣の前面にて祭儀を執り行うとする例が示された。

二例にみた儀礼次第の歴史の変遷と実態の詳細については、研究史と関連資料に基づき改めて考察する必要があるも、「特殊例」では、これらの場合によつては一部斟酌し、実地に応用するものもよいとされており、二つの事例を鑑みると、降神・昇神は現在の地鎮祭にては概ね行われる儀式次第であるが、「図式」や「大工伝授」に見て取れるように、必ずしも不可欠な儀礼次第ではなかつたと推察されよう（前掲註4『諸祭式要綱』四九〜五二頁）。

(34) 「神道諸行事大成」の内「奉幣次第」を参照（前掲註7『下部神道（下）』所収、一一四頁）。

(35) 本書は既に、中森康之氏によって翻刻・紹介されており、著者・立石定準については同氏の解題に従った。本文の内容については、そちらも合せて参照されたい。

中森康之・三津井牧子『〔正説〕匠家必用記」〈翻刻と解題〉(一)』(『雲雀野 豊橋技術科学大学人文科学系紀要』三五号、豊橋技術科学大学、二〇一三年)、中森康之・谷有貴〔正説〕匠家必用記」〈翻刻と解題〉(二)』(『雲雀野 豊橋技術科学大学人文科学系紀要』三六号、豊橋技術科学大学、二〇一四年)。

(36) 村田あが『匠家故実録』に見る建築儀礼」(『跡見学園女子大学短期大学部紀要』三六、跡見学園女子大学短期大学部、二〇〇〇年)。「電子ジャーナル (CINii論文PDFオープンアクセス)」版を参照した。

(37) 『〔様式新始〕匠家故実録』上(二丁表〜八丁表)。

(38) 前掲註32を参照のこと。

(39) 『〔様式新始〕匠家故実録』下(八丁裏)。

(40) 御幣の役割に関連し、地曳の略々式では、本式や略式とは異なり祭壇は設けず、地面中央の一所に清土を盛り、略幣(串に鏡紙だけ挿んだもの)五本を立てるが、略幣も略して盛土のみにて神拝することもあるとされる。即ち、式礼の規模によっては御幣なしでも勧請・神送したことが読み取れるため、地曳の略々式の用例に限ってみれば、御幣は降臨する神の依るべき祭具ではなかったと判断できよう(『〔様式新始〕匠家故実録』上(七丁裏))。

【付記】 本稿は、國學院大學研究開発推進機構学術資料センター(神道資料館部門)の研究事業「祭祀・祭礼の変遷に関する研究と関連資料の整理分析」の研究成果の一部である。